

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：平成23年12月19日（月）

担当課：市民経済部 保険年金課

件 名：大和市国民健康保険における税率等改定について																			
提出理由：大和市国民健康保険における税率等改定について、大和市国民健康保険運営協議会に諮問等を行うにあたり、その内容について了承を得るため																			
内 容： 1. 背景 - 国民健康保険事業特別会計は、歳出として保険給付費、後期高齢者支援金等、介護納付金など、歳入として国民健康保険税、国・県負担金、前期高齢者交付金などにより構成されている。 - 歳出の約70%を占める保険給付費は毎年増加の傾向にある一方、国民健康保険税については、景気低迷による所得の低下や無職者の加入等により、年々減少傾向にある。 - 国民健康保険事業特別会計については、本来、国民健康保険税の増額等によって特別会計内で収支の均衡を図る必要があるものの、被保険者の著しい負担増を避けるため、一般会計からの繰り入れにより、国保財政の赤字を補てんし、歳入歳出の均衡を図っている。 2. 税率改定の必要性 - 法定負担分を除き、一般会計からの繰入金の増額が厳しい財政状況下においては、増え続ける保険給付費等の歳出に対応しつつ、収支の均衡を図るためには、国民健康保険税の増額による財源の確保が必要である。 3. 改定率等 - 保険給付費の増大に対応するとともに、低所得者層への負担軽減を図りながら、一般会計からの赤字補てん分繰り入れをH23年度の決算見込みの15億円程度に維持していくため、現在、被保険者一人当たり平均96,127円である課税額を、100,087円（4.12%増）とする。		4. 資産割額の廃止 - 資産割額（固定資産税額により算出）は居住用としての固定資産を所有している方が多くおり、市外に固定資産を所有している人には課税されないなどの課題がある。 - 資産割額を廃止し、 所得割額（前年の所得より課税） 均等割額（世帯人員数により課税） 平等割額（1世帯ごとに課税） の3方式とする。 5. 低所得世帯への軽減割合の変更 - 低所得者層への負担軽減の措置として、一定の所得金額以下の世帯に対し、応益割（均等割と平等割）を減額する。 - 現行、対象としていた2階層の世帯については、軽減率6割を7割に、4割を5割とし、あらたに軽減率を2割とする1階層を新設する。 6. 国民健康保険事業費の見込み（単位：百万円） <table> <tr> <th></th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th></tr> <tr> <td>総事業費</td><td>23,407</td><td>24,591</td><td>25,319</td></tr> <tr> <td>国保税（現年度）</td><td>5,727</td><td>5,960</td><td>6,002</td></tr> <tr> <td>一般会計繰入金 （内その他繰入）</td><td>2,450 (1,499)</td><td>2,594 (1,500)</td><td>2,620 (1,519)</td></tr> </table> ※その他繰入 一般会計による赤字補てん分			H23	H24	H25	総事業費	23,407	24,591	25,319	国保税（現年度）	5,727	5,960	6,002	一般会計繰入金 （内その他繰入）	2,450 (1,499)	2,594 (1,500)	2,620 (1,519)
	H23	H24	H25																
総事業費	23,407	24,591	25,319																
国保税（現年度）	5,727	5,960	6,002																
一般会計繰入金 （内その他繰入）	2,450 (1,499)	2,594 (1,500)	2,620 (1,519)																
経 過 H10. 4.1 平均改定率：6.84% H12. 4.1 平均改定率：5.97% H14. 4.1 平均改定率：10.87% H18. 4.1 平均改定率：3.82% H20. 4.1 平均改定率：8.78%		今後の予定 H24. 1. 上旬 国保運営協議会に諮問 H24. 1. 下旬 国保運営協議会から答申 H24. 2 定例議会に議案提出 H24. 4. 1 条例施行 H24. 6 国民健康保険税当初課税																	